

鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第68号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 鳥取県の給与等の公表（職員課）..... 1

公 告

鳥取県の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県の給与等について

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成13年3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A (全国平均)	平成11年度 の人件費率 (全国平均)
平成12年度	617,078人	475,342,955千円	4,584,097千円	110,563,671千円	23.3% (30.2)	23.6% (30.0)

- (注) 1 実質収支とは、当該年度における剰余金である。
- 2 人件費とは、職員給与費、職員共済費及び特別職の報酬等である。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成13年度	11,778人	52,028,693千円	8,962,719千円	22,612,577千円	83,603,989千円	7,098千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 給与費は、平成14年 2月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成13年 4月 1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小 ・ 中 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	350,532円	425,267円	40.3歳	395,669円	512,588円	43.8歳	390,223円	433,625円	41.4歳
国	329,470円		40.2歳	348,528円		41.6歳	380,374円		40.0歳

区 分	高等学校教育職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	395,025円	442,158円	41.5歳	352,707円	391,543円	42.8歳
国	405,944円		42.0歳	290,508円		48.7歳

(注) 平均給与月額とは、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額である。

4 職員の初任給の状況(平成13年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県		国	
		初 任 給	採用2年後	初 任 給	採用2年後
一般行政職	大学卒	174,400円	188,900円	174,400円	188,900円
	高校卒	141,900円	151,800円	141,900円	151,800円
警 察 職	大学卒	190,000円	215,100円	190,000円	207,500円
	高校卒	160,200円	181,300円	160,200円	174,100円
小・中学校 教 育 職	大学卒	195,300円	210,100円	195,300円	210,100円
	高校卒	150,600円	164,400円	150,600円	164,400円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	195,300円	210,100円	195,300円	210,100円
	高校卒	150,600円	164,400円	150,600円	164,400円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成13年4月1日現在)

区 分	経験年数	10 年	15 年	20 年	30 年	40 年 (大卒は35年)
		一般行政職	大学卒 295,114円	338,698円	400,745円	457,449円
	高校卒	227,923円	292,931円	342,876円	426,622円	483,395円
警 察 職	大学卒	- 円	- 円	389,995円	485,340円	503,650円
	高校卒	254,654円	307,355円	354,700円	454,520円	509,511円
小・中学校 教 育 職	大学卒	320,772円	367,636円	407,383円	490,516円	509,466円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	330,043円	374,874円	419,130円	505,047円	519,058円
	高校卒	249,704円	- 円	- 円	- 円	496,912円
現 業 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	227,637円	289,455円	336,672円	425,129円	- 円

(注) 経験年数とは、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況(平成13年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務内容	主事及び技師	主事及び技師	主事及び技師	係長、主任、主事及び技師	係長及び主任	課長補佐、係長及び主任	課長補佐及び主査	課長及び主査	課 長	次 長	部 長	
職 員 数	35人	198人	370人	334人	639人	539人	383人	328人	76人	33人	12人	2,947人
構 成 比	1.2%	6.7%	12.6%	11.3%	21.7%	18.3%	13.0%	11.1%	2.6%	1.1%	0.4%	100.0%
1年前の構成比	1.0%	7.2%	13.3%	12.4%	20.2%	17.8%	13.5%	10.1%	3.2%	0.9%	0.4%	100.0%

5年前の構成比	2.6%	11.5%	12.9%	14.0%	14.4%	20.1%	11.9%	9.1%	2.1%	1.0%	0.4%	100.0%
---------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	------	--------

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分	全 職 種	一般行政職	警 察 職	小・中学校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	現 業 職	職 員 数	
							A	B
平成12年度		11,673人	3,003人	1,133人	3,741人	1,700人	454人	
	昇給期間を短縮して昇給した職員数	2,862人	1,084人	301人	436人	367人	157人	
	比 率 B / A	24.5%	36.1%	26.6%	11.7%	21.6%	34.6%	
平成11年度		11,750人	3,113人	1,128人	3,779人	1,720人	482人	
	昇給期間を短縮して昇給した職員数	3,100人	1,159人	302人	513人	382人	231人	
	比 率 B / A	26.4%	37.2%	26.8%	13.6%	22.2%	47.9%	

(注) 「昇給期間の短縮」とは、主として職員の勤務成績が特に良好である場合等に、各任命権者ごとの職員の定数の15%の人数又は月数の範囲内で行っている特別昇給による昇給期間の短縮のことをいう。(平成12年度までは、15%を超える部分について、人事委員会の承認を得て行っていた。)

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県			国		
期 末 手 当 勤 勉 手 当	(平成13年度支給割合)			(平成13年度支給割合)		
	6月期	1.45月分 (1.25)	0.6月分 (0.8)	6月期	1.45月分 (1.25)	0.6月分 (0.8)
退 職 手 当	12月期	1.6月分 (1.4)	0.55月分 (0.75)	12月期	1.55月分 (1.35)	0.55月分 (0.75)
	3月期 計	0.5月分 3.55月分 (3.15)	月分 1.15月分 (1.55)	3月期 計	0.55月分 3.55月分 (3.15)	月分 1.15月分 (1.55)
	()内の数値は、次長級以上の職員の支給割合			()内の数値は、行政(一)9級相当以上で俸給の特別調整額の区分が 種又は 種の職員の支給割合		
	職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置			職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
調 整 手 当	(支給率)			(支給率)		
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
支 給 対 象 機 関 等	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
支 給 率	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	1人当たり 平均支給額	2,978千円	30,324千円			
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~25%加算) 平成15年3月31日までの特例措置。それ以降は国と同じ。 退職時特別昇給 10年以上20年未満勤続 1号給 20年以上勤続 2号給			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 20年以上勤続 1号俸		
	支 給 対 象 地 域 (支 給 対 象 機 関 等)			特 別 区 (東京事務所)	大 阪 市 (大阪事務所)	異 動 保 障
	支 給 率			12 %	10 %	1 ~ 12%

(平成13年4月1日現在)	支給対象職員数		25人	11人	62人
	国の制度(支給率)		12%	10%	1~12%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成12年度)		438,608円		
特殊勤務手当 (平成12年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		36.4%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		77,589円		
	手当の種類(手当数)		55		
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当、教育業務連絡指導手当、犯罪捜査作業手当、医療業務手当及び教員特殊業務手当		
多くの職員に支給されている手当		教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当、教員特殊業務手当、犯罪捜査作業手当及び夜間特殊業務手当			
時間外勤務手当	平成12年度	支給総額	2,338,115千円		
		職員1人当たり支給年額	200千円		
	平成11年度	支給総額	2,003,831千円		
		職員1人当たり支給年額	171千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成12年度に退職した警察職及び教育職を除く一般職員に支給された平均額である。

(平成13年4月1日現在)

区分	内 容		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
	対象職員	支給月額			
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者	16,000円	同じ	
		配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円		
		扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円		
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円		
		その他の者	3,000円		
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算		
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	異なる	(国の制度) 自宅居住者 新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円
		自宅居住者	2,500円		
		単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額		
通勤手当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員	交通機関等利用者	運賃等の額が45,000円以下の者……運賃等の額 運賃等の額が45,000円を超える者…………… 45,000円+(運賃等の額-45,000円)×1/2 <最高限度額 50,000円>	異なる	(国の制度) 自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円~20,900円を支給
		自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給		
		公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算		

9 特別職の報酬等の状況(平成13年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当(平成13年度支給割合)	
知 事	1,285,000円		
副 知 事	1,005,000円	6月期	1.45 月分
出 納 長	845,000円	12月期	1.6 月分
議 長	960,000円	3月期	0.5 月分
副 議 長	835,000円	計	3.55 月分
議 員	780,000円		

10 職員数の状況

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例及び鳥取県警察職員定員条例で上限が定められており、その範囲内で職員を配置しています。

近年の職員数は、国民文化祭の開催準備、姫路鳥取線の用地取得等の業務が増加する一方で、事業の見直し等により、全体としては減少しています。

これら職員の配置については、毎年、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

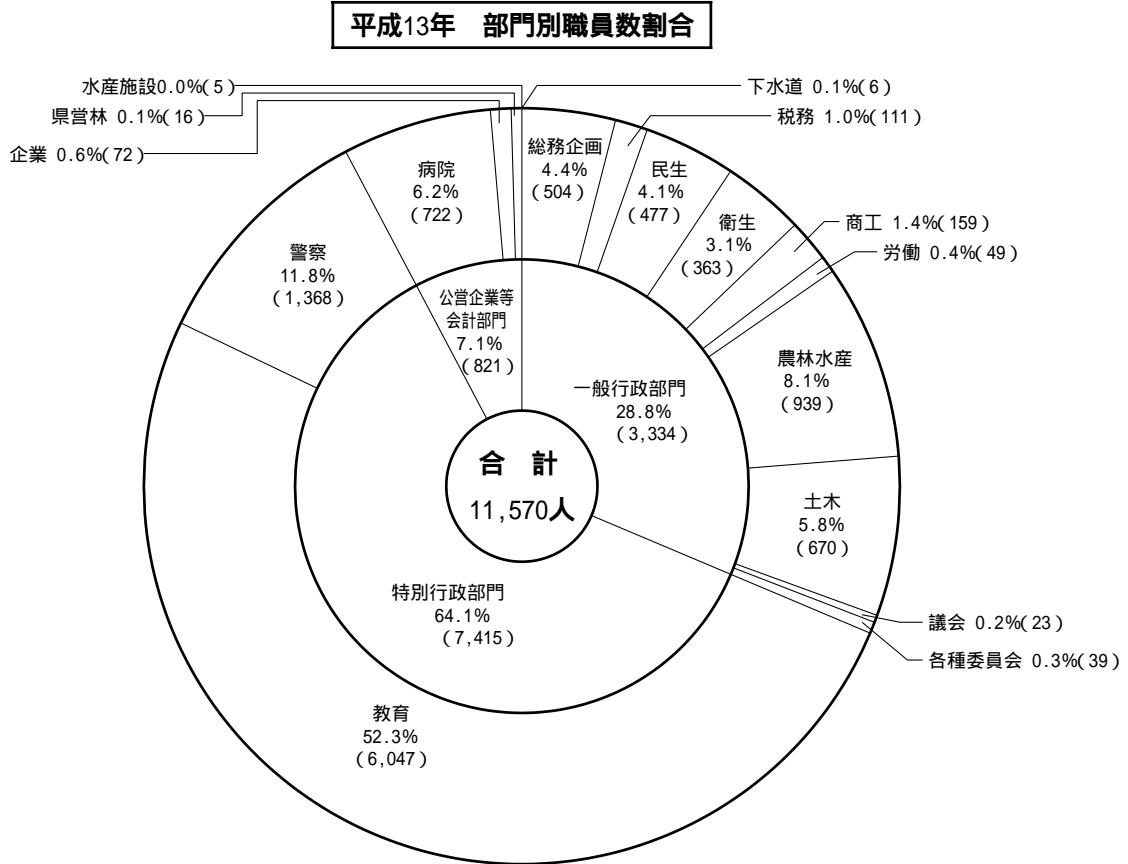
(単位;人)

区 分		職 員 数				
部 門		平 成 9 年	平 成 10 年	平 成 11 年	平 成 12 年	平 成 13 年
一 般 行 政 部 門	総 務 企 画	477(1)	448(29)	455(7)	480(25)	504(24)
	税 務	119(1)	119(0)	117(2)	113(4)	111(2)
	民 生	483(2)	486(3)	485(1)	475(10)	477(2)
	衛 生	370(0)	365(5)	361(4)	363(2)	363(0)
	商 工	150(5)	159(9)	156(3)	156(0)	159(3)
	労 働	49(1)	49(0)	49(0)	52(3)	49(3)
	農 林 水 産	1,020(4)	1,016(4)	1,003(13)	969(34)	939(30)
	土 木	710(11)	707(3)	696(11)	688(8)	670(18)
	議 会	20(0)	21(1)	21(0)	23(2)	23(0)
	各 種 委 員 会	36(0)	36(0)	37(1)	38(1)	39(1)
計		3,434(13)	3,406(28)	3,380(26)	3,357(23)	3,334(23)
特 別 行 政 部 門	教 育	6,263(6)	6,234(29)	6,196(38)	6,134(62)	6,047(87)
	警 察	1,344(6)	1,347(3)	1,349(2)	1,354(5)	1,368(14)
	計	7,607(0)	7,581(26)	7,545(36)	7,488(57)	7,415(73)
普 通 会 計 計		11,041(13)	10,987(54)	10,925(62)	10,845(80)	10,749(96)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	730(1)	730(0)	726(4)	728(2)	722(6)
	企 業	73(0)	72(1)	72(0)	73(1)	72(1)
	県 営 林	17(0)	17(0)	17(0)	17(0)	16(1)
	水 産 施 設	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)
	下 水 道	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)
	計	831(1)	830(1)	826(4)	829(3)	821(8)
合 計		11,872(12)	11,817(55)	11,751(66)	11,674(77)	11,570(104)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。
 2 ()内は、対前年の増減数である。
 3 教育部門には、教育長を含む。

平成13年の状況を部門別にみると、教育部門が最も多くなっていますが、これは県立の高等学校等の教員だけでなく、法律によって市町村立の小中学校の教員の給与を県が負担するようになってきていることによります。

また、一般行政部門の内訳をみると、現場の第一線で働く技術職員を多く配置していることから農林水産部門及び土木部門の職員数割合が高くなっています。



(2) 部門別職員数の増減状況と主な増減理由 (平成13年 4月 1日現在)

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	総務企画	24	公園都市政策課の廃止による減等、国民文化祭準備業務の増等
	税務	2	不動産取得税調査業務の減等
	民生	2	児童相談体制強化による増等
	衛生	0	自治医科大卒医師受入の減等、環境管理推進体制強化による増等
	商工	3	新エネルギー開発推進体制強化による増等
	労働	3	労働雇用課係統合による減等
	農林水産	30	地方農林振興局地域整備課再編による減等、西部地震関連業務の増等
	土木	18	砂防利水課の廃止による減等、姫路鳥取線用地取得業務の増等
	議会議事	0	
	各種委員会	1	監査体制強化による増
計	23		
特別行政部門	警察	87	児童・生徒数の減少に伴う減等、青谷上寺地遺跡整備業務の増等
	育 察	14	欠員補充による増
計	73		
普通会計計	96		
公会計	病院	6	医事業務の民間委託による減等、医療体制強化による増等
	企業	1	発電施設保守業務の見直しによる減
	県営林	1	公社・事業団等派遣職員の減

企 業 部 門 等	水 産 施 設	0
	下 水 道	0
	計	8
合	計	104

